

提出先：JIMGA規制改革部会事務局
羽坂 智 (shasaka@jimga.or.jp)

規制改革要望提案書（JIMGA規制改革部会）

提案日： 令和5年 1月25日

提案者： 大陽日酸株式会社

課題名： 空気液化分離装置の予備弁保有への緩和と安全弁認定有効期限の延長

概要： 空気液化分離装置では、安全弁を点検整備した際、再認定書の発行までに2か月程度の期間を要する場合があります。同装置の定修期間内で同弁の点検整備が完了しないため、他の認定有効期限内の同等品との交換が必要な場合があります。このため、同等品を予備弁として保有したい。
また、同装置の保安検査期間は2年である一方、同弁の認定有効期限は1年であり、これを2年に統一したい。

なお、高圧ガス設備では、完成検査で許可された同弁類を認定有効期限内の同等品に交換する際に軽微変更届を提出している。

目的： 通達の改訂により、定修期間内における効率的な点検整備と同予備弁の保有を可能とする緩和を希望する。

1. 正規弁(使用中の弁)と同等に管理されていることを条件に同予備弁を保有したい。

補足：新規の空気液化分離装置の場合は、許可申請とするが、既存の同装置の場合は、届出制としたい。

2. 空気液化分離装置の保安検査期間の2年に合わせて、同弁の認定有効期限を1年から2年に延長したい。

補足：完成検査の場合、安全弁の認定有効期限は3年である。一方、保安検査の場合の同期限は1年である。

3. 認定有効期限内の同予備弁との交換は軽微変更届の提出を不要としたい。

達成のイメージ

法令改正、例示基準、通達、KHK基準改定、JIMGA基準改定、その他の関連基準の改訂

コメント： 1. 運用解釈の追加により、正規弁(使用中の弁)と同等に管理されていることを条件に同予備弁を保有したい。

2. 通達「[一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について](#)」の変更により、保安検査の場合の安全弁の認定有効期限を2年以内に変更したい。

3. 通達「[高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて](#)」の13項の改正により、認定有効期限内の同予備弁と交換する際の軽微変更届を不要としたい。

関連省庁：

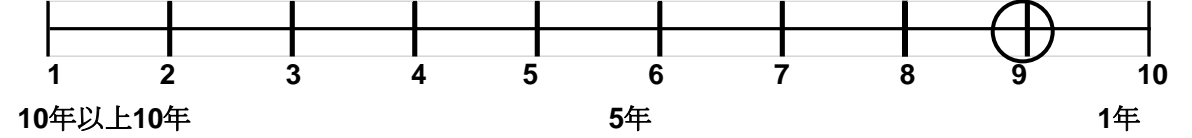
経済産業省、厚生労働省、農林水産省、総務省（消防）、KHK、全溶連、LPガス協会、その他

コメント：

課題の重要性評価

以下の項目を10段階で評価し、優先順位決定の指標とする。

1. 緊急性(達成の目標スケジュール)



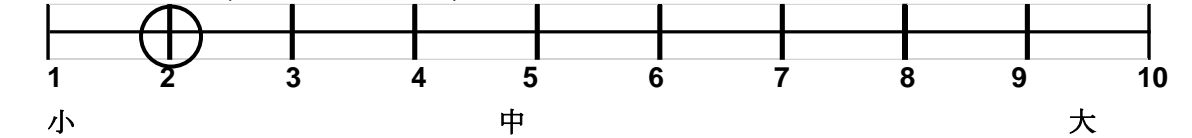
コメント：

2. コストの影響



コメント：

3. 産業界への影響(コストの影響以外)



コメント：

○総合得点：

コメント：

活動の組織体制

JIMGA技術WG（保安対策WG）、JIMGAタスクホースチーム、他協会との合同タスクホース（ 協会）、

その他

コメント：

その他

コメント：

[JIMGA使用欄]

受付日：

担当：

コメント：